

# 寄付月間~Giving December~賛同パートナー (法人)

## 【寄付月間~Giving December~】

社会の課題が増す日本において、一人ひとりの役割の重要性が高まるとともに、寄付に関心をよせ、寄付する人も増加してきている。そこで、寄付者に感謝し、寄付の大切さと役割について考え、寄付に関心をよせ、行動をするきっかけともなる「月間」を制定する。平成27年度から開始することとし、12月の1か月間をもって寄付月間とする。

本寄付月間は、経済界、メディア、NPO、行政が連携して別途設置する推進委員会を中心に、普及広報活動を実施し、各事業主体や法人が上記に関する自主的な取り組みを行うことを促進するものである。

# 【賛同パートナー(法人)】

1 賛同パートナー(法人)とは 寄付月間の趣旨に賛同する法人

#### 2 賛同パートナー法人の申請

(1) 賛同パートナー法人は、別途定める書式により推進委員会への申請を行い、承認を 得ることで賛同パートナー法人となる。ただし、賛同パートナー法人は、趣旨に賛 同している法人ということであり、推進委員会としてその活動や組織についての信 認や保証するものではない。

承認に際しては、以下の点を踏まえて承認を検討

- ・反社会的勢力とのかかわりがないこと
- ・寄付や社会貢献活動について一定の実績があると認められること
- ・公序良俗に反する活動を行っていないこと
- ・ 寄付募集を行う場合には、寄付の透明性と信頼性向上に努めている と確認できること
- (2) 賛同パートナー法人は、寄付月間 IP への法人名掲載、全体企画の情報の随時共有 のほか、寄付月間ロゴの使用が可能となる。

(実際の表記方法については、個別に事前了解を得る必要がある)

## 3 賛同パートナーへの期待

(1) 賛同パートナー法人への期待として、寄付月間についての広報媒体での情報発信、 ポスター等の掲示、HP でのロゴ掲示や関連するイベント、勉強会、寄付募集企画 の主催などが期待される。



- (2) 賛同パートナー法人には、期間中に実施することについてはその自発性を尊重しており、特段の責務はない。しかし、寄付募集を主催する(非営利団体の寄付募集や企業の売上の一部寄付、募金箱など)場合においては、使途の事前告知、事後報告を行い、寄付の透明性の向上に寄与することが前提となる。
- 4 賛同パートナーの期間 申請を承認した日から当該年度内。新年度に継続意思を作業部会から確認する。
- 5 ご提供いただきたいもの
  - ①正式組織名称等
  - ②Web 等に掲載用のロゴ
  - ③寄付月間ウェブサイトからのリンク先

※別紙1\_賛同パートナー申込書にてお申込みくださいませ。

お送り先・お問合せ先:

寄付月間共同事務局 三島理恵 (日本ファンドレイジング協会)

E-mail info@giving12.jp Tel 03-6809-2590